

改正

平成8年8月公安委員会規程第3号
 平成13年3月公安委員会規程第1号
 平成22年8月公安委員会規程第4号
 平成29年3月公安委員会規程第1号
 令和元年6月公安委員会規程第1号
 令和7年3月13日公安委員会規程第3号

技能試験官の指定等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第12項に規定する自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）を行う警察職員（以下「技能試験官」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 技能試験官として指定する場合の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある警察職員であること。
- (2) 年齢25歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下「二輪車」という。）に係る免許についての試験にあっては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則の内容となっている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法など必要な知識を有する者であること。

(教養)

第3条 技能試験官として新たに指定する場合（以下「新規指定」という。）及び技能試験官の職から離れていた者を再度指定する場合（以下「再指定」という。）には、次の表に掲げる区分に応じ教養を行うものとする。ただし、交通警察業務について相当の経験を有する者を指定する場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

項目	科目	指定種別	
		新規指定	再指定
一般 教養	運転免許制度の教養	2 時間以上	—
	試験官の心構え	2 "	2 時間以上
	運転免許事務の概要	3 "	—
	運転心理	3 "	—
	計	10 "	2 時間以上
基礎 教養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60 "	4 "
	自動車の構造及び取扱いの方法	20 "	3 "
	自動車の安全な運転に関する知識	50 "	4 "
	試験官として必要な自動車の運転技能	90 "	8 "
	運転免許試験に関する法令等の知識	30 "	2 "
	計	250 "	21 "
実務 教養	技能試験の実施に関する実務	20 "	3 "
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150 "	15 "
	自動車の運転技能に関する採点方法	120 "	10 "
	試験実施基準に関する知識	130 "	12 "

	計	420	〃	40	〃
	合計	680	〃	63	〃

2 技能試験官に対し、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。

（指定書の交付）

第4条 技能試験官の指定は、別記様式第1の指定書を交付して行なうものとする。

（指定解除通知書の交付）

第5条 技能試験官の指定の解除は、別記様式第2の指定解除通知書を交付して行なうものとする。

附 則（平成22年公安委員会規程第4号）

1 この規程は、平成22年9月1日から施行する。

2 改正前の規程第4条の規定により交付された指定書は、改正後の規程第4条の規定により交付された指定書とみなす。

附 則（平成29年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月13日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

第 号

指 定 書

所 属

職・氏名

道路交通法施行規則第24条第12項に規定する技能試験官に指定する。

年 月 日

青森県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2（第5条関係）

指 定 解 除 通 知 書

所 属

職・氏名

道路交通法施行規則第24条第12項に規定する技能試験官の指定を解除する。

年 月 日

青森県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。